

多賀町に建設工事請負契約競争入札参加資格を申請する方へ

1 審査基準日

直前決算日

※主観点項目の審査基準日については別の日になる場合もあります。

※技術職員要件については経過措置があります。

2 資格要件について

次の要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 競争入札等に係る契約を締結する能力を有しない者でないこと、および破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 次のいずれかに該当する者でないこと。
 - (ア) 役員等(競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者
 - (イ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - (ウ) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - (エ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者
 - (オ) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (4) 以下に定める届出の義務を履行していない者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。
 - (ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
 - (イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
 - (ウ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務
- (5) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による許可を受けている建設業者で、参加希望工事に対応する許可業種について、審査基準日の前日において許可を取得していること。

※業種追加等で直前決算日から令和4年9月30日の間に建設業許可を取得した許可業種については、申請日までに経営事項審査結果が出ている業種に限り申請は可能とします。
- (6) 参加希望工事に対応する許可業種について、直前決算における経営事項審査を受審して「経営規模等評価の申請」と「総合評定値の請求」をしていること。
- (7) 県内に主たる営業所(＝本社または本店)を有すること。
- (8) 県税、消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。(消費税または地方消費税について、新型コロナウイルス感染症等の影響による徴収の猶予を受けている方は、「納税の猶予許可通知書」の写しまたは「納税証明書(その1)」を提出すること。)

3. 登録期間 令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで(2年間)

4 参加希望工事

- ・参加希望工事の区分は別表第1のとおりです(全17種類)。
この参加希望工事の区分は建設業法の許可区分とは異なりますのでご注意ください。
- ・入札参加が認められるのは、1者につき3業種までです。
- ・参加希望工事ごとに、参加希望工事の対応許可業種に対応する資格を有している者を1人以上配置する必要があります。(詳細については、P.4参照)

5 申請提出後の変更について

申請後において入札参加資格審査申請書に記載した次の事項に変更があった場合、修正申請を行ってください。

また令和4年度の多賀町の有資格者名簿の次の記載事項に変更がある場合は、速やかに入札参加申請書記載事項変更届を多賀町役場企画課まで提出してください。(様式は任意)

- (1) 所在地・郵便番号
- (2) 商号・名称(フリガナ)
- (3) 代表者職名・代表者氏名(フリガナ)
- (4) 電話番号・FAX番号

6 その他

- (1) 書類の不備により受付できないことがあります。
- (2) 申請内容または添付書類について、虚偽の記載等が認められた場合や記載内容の確認・証明等に協力が得られない場合は、入札参加資格の抹消等の措置をとることがあります。
- (3) 受付担当職員が、申請者個別の希望に沿うように申請内容について指導することはありません。申請者の責任により作成し、提出してください。
- (4) 有資格者名簿の公表
申請に基づき作成した「入札参加有資格者名簿」は令和5年4月1日より多賀町ホームページにて公表します。
多賀町HP : <https://www.town.taga.lg.jp/>

技術職員基準

1 参加希望工事に対応する技術者の配置

- (1) 全ての参加希望工事ごとに、参加希望工事の対応許可業種に対応する資格を有している者を1人以上配置してください。許可業種に対応する資格については建設業の許可における技術者の資格に基づきます。なお、1つの参加希望工事に対応許可業種を複数申請する場合は、それらの内いずれかに対応する資格を有する技術者を配置すればよいものとします。
※ただし、下記に示す「3 職員の要件」を満たす者が1人もおらず、参加希望工事が1種類も申請できない場合においては、3 職員の要件(1)の「審査基準日以前6か月超の日」を申請日と読み替えると要件を満たす職員がいる場合に限り、1種類に限り技術職員がいなくても入札参加を認めることとします。
- (2) 技術職員1人につき参加希望工事は1種類までとし、2種類以上を重複して配置することはできません。
- (3) 本町へのコンサルタント等業務にかかる入札参加申請における技術職員と重複させることはできません。
- (4) 参加希望工事が「舗装工事」の場合は、「舗装施工管理技術者」の資格を有する技術者の配置が必要です。
- (5) 参加希望工事が「交通安全施設工事」の塗装の場合は、「路面標示施工技能士」の資格を有する技術者の配置が必要です。

2 参加希望工事に係る技術職員区分

技術職員区分は次のとおりです。(経営事項審査における「技術職員数(1級、2級、その他)」とは異なります。)

- ・「1」… 審査基準日において有効な監理技術者資格者証を保有(実務経験による取得も含む)し、審査基準日以前5年以内に監理技術者講習を修了している者
- ・「2」… 上記「1」に該当しない者のうち、資格コード表(別表第2)のⅠまたはⅡに○のついている資格を保有している者
- ・「3」… 上記「1」に該当しない者のうち、資格コード表のⅢに○のついている資格を保有している者

3 職員の要件

以下(1)から(7)の要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 審査基準日以前6か月超の日に採用され、審査基準日現在雇用されていること。
- (2) 県内の営業所等に勤務していること。
- (3) 申請者において所得税の源泉徴収をしていること。
- (4) 社会保険(健康保険および厚生年金保険)の被保険者であること。
ただし、健康保険および厚生年金保険の適用が除外される場合(個人事業所で従業員が4人以下等)は除きます。
- (5) 雇用保険の被保険者であること。

ただし、雇用保険の適用が除外される場合（従業員が1人もいない等）は除きます。

(6) 給料額が滋賀県の最低賃金の基準を満たしていること。

(7) 出向者については、転籍出向者（出向先である申請者側で給料を支払い、社会保険等に参加している者）であること。

【技術職員に係る経過措置】

滋賀県において技術職員に係る経過措置を受けた事業者については、多賀町においても同様の扱いとします。

別表第 1

参加希望工事と建設業の許可建設工事との種類別と対応関係

参加希望工事	建設工事の種類	建設工事の例示
土木一式工事 (略号 =土) (コード=51)	土木一式工事 (土) (01)	土木一式工事、下水道管渠工事、農村下水道管梁工事
	とび・土工・コン クリート工事 (と) (05)	コンクリートブロック据付け工事、くい打ち工事、くい抜き工 事、場所打ぐい工事、土工事、掘削工事、根切り工事、発破工 事、盛土工事、コンクリート工事、くい工事、コンクリート打 設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート 工事、地滑り防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工 事、土留め工事、仮締切り工事、捨石工事、外溝工事、はつり 工事、トンネル防水工事、土木系モルタル防水工事
	石工事 (石) (06)	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
	タイル・れんが・ ブロック工事 (タ) (10)	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り） 工事
	鋼構造物工事 (鋼) (11)	閘門・水門等の門扉設置工事
	しゅんせつ工事 (しゅ) (1 4)	しゅんせつ工事
建築一式工事 (建) (5 2)	水道施設工事 (水) (26)	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理施設工 事
	建築一式工事 (建) (02)	建築一式工事
ほ装工事 (ほ) (5 3)	大工工事 (大) (03)	大工工事、型枠工事、造作工事
	ほ装工事 (ほ) (13)	アスファルトほ装工事、コンクリートほ装工事、ブロックほ装 工事、路盤築造工事
電気設備工事 (電) (5 4)	電気工事 (電) (08)	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構 内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、 電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
	電気通信工事	

	(通) (22)	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事
消防施設工事 (消) (55)	消防施設工事 (消) (27)	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧・泡・不燃性ガス・蒸発性液体または粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご・救助袋・緩降機・避難橋又は排煙設備の設置工事
給排水冷暖房工事 (給) (56)	管工事 (管) (09)	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事、消雪設備工事、農村下水道の浄化槽工事（下水道法による流域処理施設に排水するものを除く。）
	熱絶縁工事 (絶) (21)	冷暖房設備・冷凍冷蔵設備・動力設備または燃料工業・化学工業工業等の設備の熱絶縁工事
機械設備工事 (機) (57)	機械器具設備工事 (機) (20)	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排水機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設置工事
塗装工事 (塗) (58)	塗装工事 (塗) (17)	塗装工事（交通安全施設に伴う塗装を除く。）溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事
造園工事 (園) (59)	造園工事 (造) (23)	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事
	石工事 (石) (06)	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事（造園工事に伴うもの）
	タイル・れんが・ブロック工事 (タ) (10)	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事（造園工事に伴うもの）
さく井工事 (井) (60)	さく井工事 (井) (24)	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
鉄骨工事 (鉄) (61)	鋼構造物工事 (鋼) (11)	鉄骨工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事
	鉄筋工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事

	(筋) (12)	
橋梁上部工事 (橋) (62)	土木一式工事 (土) (01)	橋梁上部工事(陸橋・歩道橋を含む。)、プレストレストコンクリート工事(橋梁に係るもの)
	鋼構造物工事 (鋼) (11)	橋梁上部工事(陸橋・歩道橋を含む。)
法面処理工事 (法) (63)	防水工事 (防) (18)	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
	とび・土工・コンクリート工事 (と) (05)	現場吹付法砕工事、アンカー工事、落石防止網工事、モルタル吹付け工事、種子吹付け工事、厚層基材吹付け工事、客土吹付け工事、植生ネット工事
建築附帯工事 (附) (64)	左官工事 (左) (04)	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
	とび・土工・コンクリート工事 (と) (05)	とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、建築物解体工事
	屋根工事 (屋) (07)	屋根ふき工事、文化財屋根ふき工事
	タイル・れんが・ブロック工事 (タ) (10)	タイル張り工事、築炉工事、石綿スレート張り工事
	板金工事 (板) (15)	板金加工取付け工事 建築板金工事
建築附帯工事 (附) (64)	ガラス工事 (ガ) (16)	ガラス加工取付け工事
	防水工事 (防) (18)	防水工事(建築物に伴うもの)
	内装仕上工事 (内) (19)	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、家具工事、防音工事
	建具工事 (具) (25)	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
	建築一式工事 (建) (02)	文化財建造物修理工事

	大工工事 (大) (03)	文化財建造物修理大工工事
	解体工事 (解) (29)	解体工事
交通安全施設工 事 (交) (65)	とび・土工・コン クリート工事 (と) (05)	道路付属物設置工事（カーブミラー、ガードレール、道路標識 設置工事）、物品で購入した看板設置工事（交通安全施設に伴 うもの）
	塗装工事 (塗) (17)	塗装工事、路面標示工事（交通安全施設に伴うもの）
	電気工事 (電) (08)	道路照明設備工事、交通信号設備工事（交通安全施設に伴うも の）
	電気通信工事 (通) (22)	電気通信線路設備工事、電気通信機械設備工事、放送機械設置 工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工 事（交通安全施設に伴うもの）
	機械器具設置工事 (機) (20)	（交通安全施設に伴うもの）
清掃施設工事 (清) (66)	清掃施設工事 (清) (28)	ごみ処理施設工事 し尿処理施設工事
水道工事 (水) (67)	土木一式工事 (土) (01)	土木工事一式
	水道施設工事 (水) (26)	配水施設工事

※参加希望工事の「水道工事」のうち、配水管布設に係る工事の発注においては、経営事項審査において、水道施設工事または管工事を受審し、多賀町指定給水装置工事事業者であることを条件とするため注意すること。

別紙２ 資格コード表

	コード	資格区分	技術職員区分		
			I	II	III
	001	法第７条第２号イ該当			○
	002	法第７条第２号ロ該当			○
	003	法第１５条第２号ハ該当(同号イと同等以上)			○
	004	法第１５条第２号ハ該当(同号ロと同等以上)			○
建設業法	111	一級建設機械施工技士	○		
	212	二級建設機械施工技士(第１種～第６種)		○	
	113	一級土木施工管理技士	○		
	214	二級土木施工管理技士(土木)		○	
	215	〃 (鋼構造物塗装)		○	
	216	〃 (薬液注入)		○	
	120	一級建築施工管理技士	○		
	221	二級建築施工管理技士(建築)		○	
	222	〃 (躯体)		○	
	223	〃 (仕上げ)		○	
	127	一級電気工事施工管理技士	○		
	228	二級電気工事施工管理技士		○	
	129	一級管工事施工管理技士	○		
	230	二級管工事施工管理技士		○	
	133	一級造園施工管理技士	○		
	234	二級造園施工管理技士		○	
建築士法	137	一級建築士	○		
	238	二級建築士		○	
	239	木造建築士		○	
技術士法	141	建設・総合技術監理(建設)	○		
	142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)	○		
	143	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	○		
	144	電気電子・総合技術監理(電気電子)	○		
	145	機械・総合技術監理(機械)	○		
	146	機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体力学」又は「熱工学」)	○		
	147	上下水道・総合技術監理(上下水道)	○		
	148	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)	○		

	149	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	○		
	150	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）	○		
	151	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	○		
	152	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）	○		
	153	衛生工学「水質監理」・総合技術監理（衛生工学「水質監理」）	○		
	154	衛生工学「廃棄物処理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物処理」）	○		
電気工事士法 電気事業法	155	第一種電気工事士		○	
	256	第二種電気工事士 3年			○
	258	電気主任技術者（第1種～第3種） 5年			○
電気通信事業法	259	電気通信主任技術者 5年			○
水道法	265	給水装置工事主任技術者 1年			○
消防法	168	甲種消防設備士		○	
	169	乙種消防設備士		○	
職業能力開発促進法	171	建築大工（1級）		○	
	271	“ （2級） 3年			○
	172	左 官（1級）		○	
	272	“ （2級） 3年			○
	173	とび・とび工・型枠施工・コンクリート圧送施工（1級）		○	
	273	“ “ “ “ （2級） 3年			○
	166	ウェルポイント施工（1級）		○	
	266	“ （2級） 3年			○
	174	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管（1級）		○	
	274	“ “ （2級） 3年			○
	175	給排水衛生設備配管（1級）		○	
	275	“ （2級） 3年			○
	176	配管・配管工（1級）		○	
	276	“ “ （2級） 3年			○
	177	タイル張り・タイル張り工（1級）		○	
	277	“ “ （2級） 3年			○
	178	築炉・築炉工（1級）・れんが積み		○	
	278	“ “ （2級） 3年			○
	179	ブロック建築・ブロック建築工（1級）・コンクリート積みブロック施工		○	
	279	ブロック建築・ブロック建築工（2級） 3年			○

	180	石工・石材施工・石積み(1級)		○	
	280	〃 〃 〃 (2級) 3年			○
	181	鉄工・製罐(1級)		○	
	281	〃 〃 (2級) 3年			○
	182	鉄筋組立て・鉄筋施工(1級)		○	
	282	〃 〃 (2級) 3年			○
	183	工場板金(1級)		○	
	283	〃 (2級) 3年			○
	184	板金(「建築板金作業」・建築板金・板金工(「建築板金作業」)(1級)		○	
	284	〃 (2級) 3年			○
	185	板金・板金工・打出し板金(1級)		○	
	285	〃 〃 〃 (2級) 3年			○
	186	かわらぶき・スレート施工(1級)		○	
	286	〃 〃 (2級) 3年			○
	187	ガラス施工(1級)		○	
	287	〃 (2級) 3年			○
	188	塗装・木工塗装・木工塗装工(1級)		○	
	288	〃 〃 〃 (2級) 3年			○
	189	建築塗装・建築塗装工(1級)		○	
	289	〃 〃 (2級) 3年			○
	190	金属塗装・金属塗装工(1級)		○	
	290	〃 〃 (2級) 3年			○
	191	噴霧塗装(1級)		○	
	291	〃 (2級) 3年			○
	167	路面表示施工		○	
	192	畳製作・畳工(1級)		○	
	292	〃 〃 (2級) 3年			○
	193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(1級)		○	
	293	〃 〃 〃 〃 〃 (2級) 3年			○
職業能力開発促進法	194	熱絶縁施工(1級)		○	
	294	〃 (2級) 3年			○
	195	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工(1級)		○	
	295	〃 〃 〃 〃 〃 〃 (2級) 3年			○

	196	造 園（１級）		○	
	296	〃 （２級） ３年			○
	197	防水施工（１級）		○	
	297	〃 （２級） ３年			○
	198	さく井（１級）		○	
	298	〃 （２級） ３年			○
	061	地すべり防止工事 １年			○
	062	建築設備士 １年			○
	063	計装 １年			○
	064	１級舗装施工監理技術者	○		
	065	２級舗装施工監理技術者		○	
	099	その他			○

備 考

- ・ 資格区分の欄に（年数）が記載されている資格は、取得後に当該年数の実務経験が必要です。
（平成１５年度以前に職業能力開発促進法による技能検定の２級に合格された方は、取得後実務経験１年です。）

総合点数の算出方法について

参加希望工事ごとに、経営事項審査を基にした「客観的事項」による客観点数と、町が独自に設定した「主観的事項」による主観点数を合計した総合点数を算出する。

※総合点数は土木一式工事において適用し、これ以外の工事種別においては、総合点数を設けない。

$$\text{総合点数} = \text{客観点数} + \text{主観点数}$$

○土木一式工事

ア) 評点

1) 客観点数

滋賀県が実施した経営審査における総合評価値(P)は次の各項目の点数を採用する。

土木一式工事(希望): 土木一式工事

2) 主観点数

1) の客観点数を基準に以下項目について主観点数を加減点する。

① 技術者数

技術者	級および人数	加点
土木施工管理技士	1級 1名	+10
	2級 1名	+5

※営業所については、総技術者点数を本社も含めた営業所数で除した点数(小数点以下切り捨て)

※雇用関係の確認できる技術者の加点とする。ただし、個人事業主および個人事業主と婚姻関係にある技術者は、他社との雇用関係が確認できない場合において加点対象とする。

② 工事成績評価

過去6年間における工事成績を反映する。

次の計算式により出した点数 次の計算式により出した点数

[(工事成績評定点の平均(切上げ)-60)×5]

… -300～+200

※対象工事は、多賀町契約審査会で審査された土木工事案件とする。

(但し、競争入札に付された案件のみとする。)

③地域貢献度評価

a. 災害時における被災地の応急復旧の応援に関する協定書の締結

項目	加点
協定書締結	+10

※協定書締結者(名簿掲載者)に加点する。

b. 町道および町内国県道除雪協力

項目	加点
協定書締結	+10
延長割(町道)	5 km未満 : +5 5 km以上 10 km未満 : +10 10 km以上 : +15

※地域整備課所管および地域整備課で把握している除雪協力者に加点する。

c. 多賀町の公的機関への参加協力

項目	加点
商工会会員	+5
観光協会会員	+5

※多賀町商工会・観光協会に加入している者に加点する。

④その他

その他土木事業に対する貢献度について+30点を限度に加点できるものとする。

項目	加点
土木事業貢献度	+30

○主観点数の切り替え

- ・切り替えは毎年5月1日に行う。
- ・虚偽記載等が判明した場合は指名停止処分等の措置を行う場合がある。

○基準の改正

- ・この基準は、令和4年5月1日より適用する。
- ・この基準は、多賀町契約審査会の審理を経て改正するものとする。